## 地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会の概要

## 1 評価委員会の位置付け等

地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会は、地方独立行政法人法第11条の規定に基づ き設置を義務付けられた市長の附属機関です。評価委員会は、地方独立行政法人の目標評価制度に おいて、中期目標の作成、中期計画の認可、法人の業務実績評価に関して意見を提示することで、 適正な目標管理を法人が行ううえで重要な役割を担っています。

なお、評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市の条例である地方独立行政法人加古川 市民病院機構評価委員会条例において規定します。

- 2 地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例(抜粋)
  - 1) 組織等(第3·4条関係)
    - ①委員は7人以内
- ②任期は2年(再任可)
- ③医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者等から市長が任命
- 2)委員長(第5条関係)
  - ①委員の互選により選出 ②会務を総理し委員会を代表
- 3)会議(第6条関係)
  - ①委員長が会議を招集し議長となる ②委員の半数以上の出席が必要
  - ③出席委員の過半数で議事を決定
- 4) その他(第7条関係)
  - ①委員会の運営に関し必要な事項は委員会に諮って定める (評価委員会運営要綱、評価委員会傍聴要領)

## 3 評価委員会の所掌事務

	業務内容	時期	根拠法等
1	特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人の区分変更に 係る定款変更の際の意見	必要時	法第8条
2	中期目標の作成・変更の際の意見	作成時、変更時	法第 25 条
3	中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見	作成時、変更時	条例第2条
4	各事業年度における業務の実績評価についての意見	毎年	条例第2条
5	中期目標期間における業務の実績評価についての意見	中期目標期間 終了後	条例第2条
6	中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務の実 績についての評価に対する意見	中期目標期間 最終事業年度	法第 28 条
7	中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見	中期目標期間終了 時まで(見込評価時)	法第 30 条
8	出資等に係る不要財産の納付を市長が認可する際の意見	必要時	法第 42 条の2
9	重要な財産を譲渡又は担保に供するに当たって市長が認可する際の意見	必要時	法第 44 条
10	法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の 申出	作成時、変更時	法第 56 条 (第 49 条の準用)

※法人:地方独立行政法人加古川市民病院機構

※法 : 地方独立行政法人法

※条例:地方独立行政法人加古川市民病院機構評価委員会条例